

## 秋田県南秋田郡五城目町議会

### 1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

五城目町議会は、地方自治法の規定を遵守し活力あるまちづくりの実現を図るとともに町民の付託に応えるべく、「言論の府」として議会の持てる機能を十分に発揮しながら町民福祉の向上等に取り組み、信頼される議会となるよう努力している。

他町村議会が議会改革の一環として議会基本条例を制定する流れの中、本町議会は、先進例を踏襲するような条例では本来の議会改革に値しないものと思量し、なお慎重に判断するべきものとして制定を見送ってきた。そして、開かれた議会をめざし、より具体的で積極的な議会改革が必要であるとの観点から、平成28年3月まで議会改革調査特別委員会を設置し改革に取り組んできた。

。主な改革の内容としては、

- ①「議会映像配信システム」の導入
- ②情報通信機器の発達に対応する「議会会議規則」の改正
- ③議員定数を16名から14名に削減

などである。

また、平成28年3月の改選後には議会運営委員会が中心となって、今なお議会改革に取り組んでいるところであり、平成28年6月定例会では、県内市町村議会で初となるタブレット端末を導入した。

タブレット導入については、町が議会に提案したことが実現への契機となったのだが、議会としても議会運営等へ積極的に活用していくこととした。平成28年は紙の資料からデータへの移行期間と定め、町とともに試行錯誤しながら、より有効活用ができるよう取り組んでいるところである。今後は例規集だけでなく、議会の説明資料等もタブレット端末で見られるようにすることで印刷費を抑制しながら、議会と町との情報共有がよりスムーズに進む一助になるものと期待している。

委員会構成については、平成28年3月の改選で議員定員が14名となったことに伴い、これまでの3常任委員会を2常任委員会へと再編した。人事案件以外の議案審査、請願・陳情の審査についてはこれまでと同様、各常任委員会に付託し、慎重審議に努めており、意見書の提出を求める請願等が採択された場合には積極的に対応している。

一般質問では一問一答式を導入し、質問席を設け執行部との対面方式としている。質問は通告した内容について活発な質疑応答ができるよう、制限時間を60分としているが、時間内であれば何回でも再質問が可能であることから、当局より建設的な答弁を引き出している。また、一般質問の答弁に対しては、その後の対応状況等を確認するため追跡調査を行い、その結果を議会広報で町民に知らせている。

少子高齢化・過疎化の進行など多くの課題が山積みする中で、地方自治体の自主的な意思決定及び責任が拡大し、議会の役割も一層重要となっている。このことから、議員一人ひとりが自身の見識を高めていくことが必要であると考えており、本町議会では、県町村議長会、全国国際文化研修所主催の研修会に積極的に参加している。平成25年・27年には全国国際文化研修所の「議会

議員特別セミナー」を議員全員で受講したほか、新人議員においても議員としての基礎を学ぶ機会として、「新人議員のための自治基本コース」を必ず受講している。加えて、事務局としても各議員の資質向上へ繋がるよう、研修機関等からの案内文書はすべて配布するなど研修の周知に努めているところである。

以上のように五城目町議会は、日ごろより議員一人ひとりが個々の資質向上に努めながら、行政側の施策をしっかりとチェックし、時には適切な提言をもってその進むべき道を正すとともに、常に開かれた議会をめざし、具体的で積極的な改革に取り組んでいる議会である。

## 2 住民に開かれた議会

五城目町議会は、本会議のほか常任委員会、特別委員会及び議会全員協議会など各種会議を原則公開としている。議会定例会の開催にあたっては、議会開催の日程等を町広報及び町ホームページに掲載し、町民の傍聴を呼びかけている。

また、傍聴者には議事日程のほか、一般質問の内容を理解しやすくなるように通告書を配布している。町高齢者学級からは毎年20人程の傍聴があり、実際に議会を傍聴しての感想や議会に対する意見等を伺い、議会運営に活かすよう努力をしている。

議会広報は年4回、定例会終了後に発行しており、町内全世帯・各公共施設等に配布している。広報の編集は原稿の執筆・校正・写真撮影等に至るまで、議員7名で構成する議会広報編集委員会で議員自らが行っている。加えて一般質問をした議員は、質問・答弁の内容が町民にしっかりと伝わるように、自ら原稿を執筆している。また、議員研修報告も掲載し、議員の活動が町民の目にふれる機会を設けるなどより分かりやすい広報を心がけている。県議長会主催の広報研修には毎年参加し、委員間での意見交換を行いながら、広報編集に活かすようにしている。

町ホームページ暮らしのメニュー「議会について」では、議会議員と議会人事の紹介のほか、最新号の議会広報はもちろんバックナンバーも掲載しており、誰でも閲覧することが可能である。また、平成25年12月定例会より議会映像配信システムを導入し、議会終了後、本会議の映像（録画）をいつでも見ることができるようになっている。時間的制限などで直接議会に来られない方など、より多くの方にいつでも議会の様子を知っていただくことができるようになった。

今後も議会広報はもとより町ホームページの「議会について」の内容を充実させていくことで、開かれた議会として情報公開に努めていく。